

令和5年9月越前町議会定例会

(第1号)

令和5年9月6日

目 次

第1号（9月6日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	2
○職務のために議場に出席した者の職氏名	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	3
○開 会	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○報告第6号及び報告第7号（説明）	7
○承認第13号（説明）	8
○承認第14号（説明）	8
○承認第15号（説明）	9
○承認第16号（説明）	9
○承認第17号（説明）	10
○議案第43号（説明）	10
○議案第44号（説明）	11
○議案第45号（説明）	11
○議案第46号から議案第49号（説明）	12
○認定第1号から認定第12号（説明）	13
○一般質問	14
吉 田 憲 行 君	14
高 田 浩 樹 君	21
中 西 清 君	26
伊 部 良 美 君	30
○延 会	34

令和5年9月越前町議会定例会

会 期 令和5年9月 6日～令和5年9月15日 10日間

開 会 令和5年9月 6日 午前10時00分

閉 会 令和5年9月15日 午前10時45分

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	小松 高宏	○		
3	吉田 憲行	○		
4	石田 和朗	○		
5	長谷川 眞恵	○		
6	中西 清	○		
7	高田 浩樹	○		
8	藤野 菊信	○		
9	米沢 康彦	○		
10	佐々木 一郎	○		
11	伊部 良美	○		
12	笠原 秀樹	○		
13	木村 繁	○		
14	北島 忠幸		○	

会議録署名議員の氏名

1 番議員	小松 高宏	3 番議員	吉田 憲行
-------	-------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	石田 和也	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	安井 正樹		

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	青柳 良彦	副 町 長	細井 秀之
教 育 長	出口 俊一	総務理事	菅原 辰彦
民生理事	山口 隆司	産業理事	原 雅哉
建設理事	水島 博之	会計管理者	佐々木 直人
教育委員会事務局長	高木 剛彦		

令和5年9月越前町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年9月6日（水）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 7号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 6 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 7 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 8 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 9 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第10 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第11 議案第43号 越前町越前地域福祉センター条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（悠久ロマンの杜）
- 日程第13 議案第45号 令和5年度越前町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第46号 令和5年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第48号 令和5年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第49号 令和5年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 認定第 1号 令和4年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 19 認定第 2 号 令和 4 年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 令和 4 年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 令和 4 年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 令和 4 年度越前町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 令和 4 年度越前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 令和 4 年度越前町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 8 号 令和 4 年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 9 号 令和 4 年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 10 号 令和 4 年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 11 号 令和 4 年度越前町上水道事業会計決算認定について
- 日程第 29 認定第 12 号 令和 4 年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 30 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（佐々木一郎君） おはようございます。

議員各位にはご健勝にて、本日開会の令和5年9月定例会にご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年は梅雨明け以来、お盆を過ぎても連日猛暑日が続き、今日は朝から雨が降っておりますが、明日以降しばらくは暑い日が続くと思われまますので、議員各位をはじめ町民の皆様には細やかな水分補給や適切なエアコンの使用など、体調管理に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和5年9月越前町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、越前町民指標の唱和を議場の全員で行います。

ご起立願います。

事務局長が本文を1項ずつ朗読しますので、各項目、引き続きご唱和願います。

（全員起立の上、唱和）

○議長（佐々木一郎君） ご着席願います。

ただいまの出席議員数は12名です。なお、北島忠幸君から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

ここで、町長の挨拶を許します。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） おはようございます。

令和5年9月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、9月定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多用の中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

記録的な猛暑が続いたこの夏、県内でも最高気温が35度以上の猛暑日が30日を超え、近年まれに見る暑さとなりました。こうした異常とも言える気象状況の中、7月には九州地方を中心とした局地的な大雨により大きな被害が発生しました。町内においても、7月13日に梅浦川や檜津地区の天王川が越水するとともに、農地や国・県道などで土砂崩れにより多くの被害が発生いたしました。7月5日には町の職員研修において、昨年発生した南越前町での豪雨の際、災害対応にあたられた前総務課長から当時の状況や対応、反省点など貴重なお話を伺い、災害に対する備えの重要性を再認識いたしました。一昨年の大雨災害の教訓と併せまして、なお一層防災体制の強化に努めてまいります。

また、10月には町の総合防災訓練を予定しておりますので、議員各位、町民の皆様のご参加をお願い申し上げます。

さて、国では8月末に各省庁の概算要求が締め切られました。一般会計の要求総額は過去最大の114兆円前後で、政府は物価高騰に伴う経済対策も現在検討しております。県においても、平成以降最大の9月補正予算が編成されました。また、JR西日本は北陸新幹線の県内開業を来年3月16日と発表しました。今後、開業に合わせ、様々な施策やイベントなどが実施されます。町といたしましては、これらの動きを敏感に捉え、時機を逸することなく適切に対応してまいります。

それでは、6月定例会以降の行政の対応についてご報告させていただきます。

13日には、全日本学童軟式野球大会福井県予選で2連覇を達成した越前ニュー

ヒーローズスポーツ少年団の皆さんから優勝報告を受け、県大会優勝のお祝いと全国大会に向けての激励を行いました。

25日には、役場前駐車場において越前消防団消防操法大会が開催され、士気、練度共に高い消防団員の皆さんの高度に訓練された操法を拝見し、心強く感じました。

7月に入り、12日には海開き神事及び豊漁祈願祭に出席し、海水浴シーズンを迎えて、本町を訪れる方々の安全と豊漁を祈願いたしました。

15日には越前みなと大花火が開催され、約1万発の花火が夏の夜空を華やかに彩り、訪れた大勢の皆さんに楽しんでいただきました。

18日には一般社団法人福井県解体工事業協会と、災害時における建築物等の解体・撤去に関する協定の締結を行いました。今後、同協会の協力を得ながら、災害時の応急活動や早期復旧を迅速に対応できる体制づくりを進めてまいります。

22日には福井県消防操法大会が県消防学校で開催され、ポンプ車操法の部に出場した織田地区第1分団が機敏な動きと正確な技術で見事2位に入賞されました。

29日にはあさひまつりが開催され、13基のあんどん山車が勇壮に巡行しました。当日は、友好都市の愛知県西尾市からも副市長や議長をはじめ、大勢の訪問団にお越しいただきました。また、町内外から多くの来場者があり、会場は大いににぎわいました。

また、7月から8月にかけて、道路や河川の早期整備促進のため、各種期成同盟会の総会に参加し、事業の推進に向けて結束を図りました。

8月2日から3日には議員の皆様と上京し、本県選出の国会議員へ町政発展のための重要な事業について要望を行いました。

19日にはO・T A・I・K O響2023が開催され、勇壮で多彩な和太鼓の競演に、会場を訪れた3500人の観客は大いに盛り上がりました。

また、今年の夏は中学生や高校生の皆さんが数々のスポーツ大会ですばらしい成績を収め、喜びの報告を多数受けました。

まず、18日には北海道で開催されたインターハイのホッケー競技で本県史上初の男女ダブル優勝を遂げた丹生高校ホッケー部の優勝報告会に出席しました。両チームのキャプテンから、今回の成績にとどまらず、今後開催される国体や選抜大会に向けての強い決意をお聞きし、さらなる活躍を期待しているところです。

29日には、全日本中学生ホッケー選手権大会において6年ぶり5度目の優勝を果たした朝日中学校女子ホッケー部と、全国スポーツ少年団ホッケー交流大会で3位に入賞したE c h i z e n H O M E S²・糸生・常磐ホッケースポーツ少年団男子合同チーム、また、イギリスで行われました世界バトントワーリング選手権大会において準優勝した仙石来羽選手からそれぞれ入賞報告を受け、選手の活躍へのねぎらいとお祝いを申し上げました。

31日には100歳と米寿を迎えられた長寿の方々へ慶祝訪問を行い、お祝いを申し上げました。

9月1日には鯖江広域衛生施設組合の新ごみ焼却施設の建設起工式に出席し、工事の安全を祈願してまいりました。

6月定例会以降の主な行政の対応等につきましては、以上でございます。

最後に、本定例会には報告案件2件、承認案件5件と議案第43号 越前町越前地域福祉センター条例等の一部改正についてほか6議案及び決算認定の12案件並びに同意案件2件を提案させていただきました。

何とぞ慎重なご審議を賜り、妥当なご決議をいただきますようお願い申し上げます

して、簡単ではございますが、令和5年9月定例会の開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、私のほうから指名いたします。1番 小松高宏君、3番 吉田憲行君、以上2名の方を、本定例会会期中の署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（佐々木一郎君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐々木一郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月15日までの10日間に決定いたしました。
なお、会期中の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第3 諸般の報告

- 議長（佐々木一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長、副議長の諸会合への出席状況報告書と閉会中に開かれた一部事務組合議会報告書をお手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。
次に、監査委員より令和5年5月分から令和5年7月分に関する例月現金出納検査結果の報告があり、写しをお手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第5 報告第7号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

- 議長（佐々木一郎君） 日程第4 報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第5 報告第7号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。
本件についての内容説明を求めます。
町長。

町長（青柳良彦君）登壇

- 町長（青柳良彦君） 報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第7号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。
これら2報告案件につきましては、令和4年度越前町各会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計

の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第6 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第5号））

○議長（佐々木一郎君） 日程第6 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第5号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、6月29日の大雨により被害を受けた道路の復旧工事を早急に実施する必要があることから補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月11日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ223万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,351万3,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費において、町道被災箇所の測量設計委託料を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第6号））

○議長（佐々木一郎君） 日程第7 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第6号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、7月13日の大雨により被害を受けた町道、河川施設及び農地、農業用施設や林業用施設の復旧工事を早急に実施する必要があることから補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月25日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めらるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ4,209万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億561万2,000円と定めたものでございます。

それでは、歳出予算の主な内容からご説明申し上げます。

まず、土木費でございますが、道路橋りょう維持費及び河川総務費には、被災した町道及び河川施設の復旧に要する経費を計上いたしました。

次に、災害復旧費ですが、道路橋りょう災害復旧費には町道被災箇所の測量設計委託料を計上し、農業用施設災害復旧費には農地、農業用施設被災箇所の測量設計委託料及び応急工事費を、林業用施設災害復旧費には林業用施設被災箇所の応急工事費を計上いたしました。

歳入につきましては、治山現年発生災害復旧事業負担金を計上し、不足額については前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第8 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））

○議長（佐々木一郎君） 日程第8 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、7月13日の大雨により被害を受けた布殿浄水場の水源地及び管理道路の復旧に関する補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月25日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。

専決処分いたしました簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ970万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億798万8,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、簡易水道事業費の施設管理費において修繕料及び工事請負費を増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第9 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（佐々木一郎君） 日程第9 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、7月13日の大雨により被害を受けた玉川温泉貯湯槽管理

道路の安全対策に関する補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月25日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,388万1,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、温泉事業費の施設管理費において修繕料を増額いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第10 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第7号））

○議長（佐々木一郎君） 日程第10 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第7号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町内に事業所を置く法人の令和4年度確定申告により、法人町民税の還付が生じたことから、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年8月7日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ1,472万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億2,033万3,000円と定めたものでございます。

歳出につきましては、総務費の賦課徴収費において、法人町民税の償還金及び還付加算金を計上いたしました。

歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第11 議案第43号 越前町越前地域福祉センター条例等の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第11 議案第43号 越前町越前地域福祉センター条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第43号 越前町越前地域福祉センター条例等の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、施設設備の長寿命化及び経費削減を目的に、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第12 議案第44号 公の施設の指定管理の指定について（悠久ロマンの杜）

- 議長（佐々木一郎君） 日程第12 議案第44号 公の施設の指定管理の指定について（悠久ロマンの杜）を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（青柳良彦君）登壇

- 町長（青柳良彦君） 議案第44号 公の施設の指定管理の指定について（悠久ロマンの杜）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、悠久ロマンの杜におきまして、民間の能力やノウハウを活用し、サービスの向上、地域の活性化と観光の振興を図るため、管理運営を行う指定管理者の候補者として越前町指定管理者候補者選定委員会において株式会社オーディオテクニカフクイが選定されましたので、同法人を指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第45号 令和5年度越前町一般会計補正予算（第8号）

- 議長（佐々木一郎君） 日程第13 議案第45号 令和5年度越前町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（青柳良彦君）登壇

- 町長（青柳良彦君） 議案第45号 令和5年度越前町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ1億1,044万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億3,077万8,000円と定めるものでございます。

それでは、歳出予算の主な内容からご説明申し上げます。

まず、総務費ですが、安全・安心なまちづくり費には、地域における犯罪予防を図るための防犯カメラ設置補助金を計上いたしました。また、戸籍住民基本台帳費には、戸籍総合システムにおいて国が示す標準仕様システムへの移行に要する委託料を計上いたしました。

次に民生費ですが、社会福祉総務費及び老人福祉費には、町内の障害福祉サービス事業所等に対して、物価高騰に伴う光熱費等への支援金を計上いたしました。また、老人福祉費には、越前町型サービス付き高齢者向け住宅に県産材を活用した施設備品の購入費及び認知症高齢者グループホームにおける防災改修等に要する補助金を計上いたしました。児童福祉総務費には、県が子育て世帯に向け実施する「ふく育」応援事業の受託事務に要する経費や新婚生活のスタートアップに係る費用の支援、母子父子福祉費にはひとり親家庭の子どもへの習い事に係る経済的負担を支援するための補助金を計上いたしました。保育所費には、町内の指定管理保育所・私立保育園に対して、物価高騰に伴う光熱費等への支援に要する経費及び私立保育園には魅力ある保育現場、職場づくりに係る補助金を計上いたし

ました。

次に、農林水産業費ですが、農業振興費には、農作物の生産費高騰により影響を受ける農家に対して、生産費上昇分を支援する補助金を計上いたしました。農地費には、土地改良施設の維持管理に係る補助金を計上し、八田地区県営防災ダム整備事業の県営事業負担金を増額いたしました。

最後に商工費ですが、商工業振興費には、物価高騰の影響を受けている町内小規模店舗等を支援する「えちぜんちょう割」の発行委託料を計上し、商工業を新たに起業した事業者を支援する奨励金を増額いたしました。また、観光費には、北陸新幹線開業により観光客の利便性向上を図るため、二次交通整備に係る負担金を、管理公社費には越前がにミュージアムの非常放送設備の故障に伴う修繕工事費を計上いたしました。

続きまして、歳入ですが、各事業に対する負担金、国・県支出金、繰入金、諸収入及び町債をそれぞれ計上し、不足額については前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 日程第14 議案第46号 令和5年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第47号 令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第48号 令和5年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第49号 令和5年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第14 議案第46号 令和5年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第17 議案第49号 令和5年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第46号から議案第49号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第46号 令和5年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ6,288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,933万3,000円、保険事業勘定24億1,824万8,000円、介護サービス事業勘定108万5,000円と定めるものでございます。

保険事業勘定の歳出につきましては、諸支出金の償還金におきまして、前年度介護給付費の確定により国庫負担金、県負担金及び支払基金交付金の返還が生じたので、返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金及び前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第47号 令和5年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,918万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,717万円と定めるものでございます。

歳出につきましては、簡易水道事業費の一般管理費において、令和4年度の消費

税納付額が確定いたしましたので、その額を計上いたしました。施設管理費においては、簡易水道施設の機器及び漏水修繕に伴う修繕料を増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第48号 令和5年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ521万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,706万8,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、公共下水道事業費の一般管理費において、令和4年度の消費税納付額が確定しましたので、その額を計上いたしました。また、特定環境保全公共下水道事業費の一般管理費においても、令和4年度の消費税納付額が確定いたしましたので、その額を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額し、前年度繰越金を増額して、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第49号 令和5年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ278万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,018万3,000円と定めるものでございます。

歳出につきましては、農業集落排水事業費の一般管理費において、令和4年度の消費税納付額が確定しましたので、その額を計上いたしました。また、漁業集落排水事業費の一般管理費においても、令和4年度の消費税納付額が確定しましたので、その額を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額して、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第18	認定第1号	令和4年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第2号	令和4年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第3号	令和4年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第4号	令和4年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第5号	令和4年度越前町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第6号	令和4年度越前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第7号	令和4年度越前町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第8号	令和4年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第9号	令和4年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第10号	令和4年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第11号	令和4年度越前町上水道事業会計決算認定について
日程第29	認定第12号	令和4年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（佐々木一郎君） 日程第18 認定第1号 令和4年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第29 認定第12号 令和4年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 認定第1号 令和4年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号 令和4年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

これら12議案につきましては、令和4年度越前町一般会計ほか9特別会計の歳入歳出決算認定及び2事業会計の決算認定をお願いいたしたく、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により提出するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第30 一般質問

○議長（佐々木一郎君） 日程第30 一般質問を行います。

質問者は、通告書に基づき要領よく簡潔に質問してください。また、答弁については的確をお願いいたします。

質問の順は、お手元に配付の一覧表の順により行います。

順番に発言を許します。

初めに一問一答方式での一般質問を行います。

3番、吉田憲行君。

3番（吉田憲行君）登壇

○3番（吉田憲行君） まずは今日、今朝方、大変な大雨で、先ほど報告がありましたとおり糸生地区で相当な雨が降っております。今後、町・地区一体になった復興に、また未然防止に注力していただきたいと思っております。

雨に関して言いますと、7月の梅雨前線の発生で、越前町においても川の増水、山からの濁流等により災害が発生しました。罹災された町民の皆様、また、不安を感じて一昼夜過ごされた町民の皆様に対し、この場をお借りして再度お見舞い申し上げます。災害時の復興、危険箇所の補強、また、災害に強いまちづくりを速やかに行っていけるよう、これから議会を通して、議事を通してしっかり審議してまいりたいと思っております。

ただいま議長のお許しをいただいたので、通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。

まず、部活動の地域移行、持続可能な部活動について質問させていただきます。

文部科学省が持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要とのことで、令和2年に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方向性を示していき、部活動対策の方向性として、まず休日から運動部活動を地域に移行するというを基本として、達成時期を位置づけております。そして、令和4年12月、スポーツ庁と文化庁が、公立中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行を見据えた部活運営に関する指標を公表しました。そして、地域移行の達成目標は設定せずに、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を

目指すとし、各自治体で現在、地域移行に向けた改革が進行しております。

本町では、令和4年9月越前町議会定例会で越前町における教員の働き方改革と部活動の地域移行について、議員による町の考え方に対する一般質問が行われました。まず、ここでそのときの町の答弁について、進捗度合いの検証を行いたいと存じます。

国や県からは指導を踏まえ、越前町としての地域移行について、学校側の意向、保護者側への説明も踏まえ、学校側と協議し、関係者で組織する協議会を立ち上げることを早い段階で進めていくという答弁が昨年ございました。また、各種スポーツ団体等や指導者の確保に向け、運営団体の確保、費用負担の在り方等の課題に取り組むために、学校関係者や関係団体の代表者で組織する準備委員会を設置し、意見を集約していきたいとの答弁もございました。現時点において、協議会の設立、準備委員会の設置について、進捗度合いをお教え願います。

○議長（佐々木一郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木剛彦君） 教育委員会事務局長、高木です。それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

町としましては、休日の部活動の段階的な地域移行を進めるため、昨年10月に準備委員会を立ち上げ、協議を行いました。また、本年7月下旬に中学校1年生と2年生及び小学校5年生と6年生の保護者に対し、部活動を取り巻く現状と令和7年度までに段階的な地域移行を目標とする町の方向性について周知をさせていただくとともに、本年8月中旬には同じ保護者、児童・生徒を対象に、地域移行についてのアンケートを実施し、現在、結果を取りまとめているところでございます。

今後は、関係者で組織する部活動地域移行検討委員会を今月中に設置し、今回のアンケート結果や昨年7月に県が実施したアンケート結果などを踏まえながら、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて取り組んでまいります。

○議長（佐々木一郎君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。日々の教育に関する諸問題や学校再編等もあり、部活動の地域移行についての検討を行うことは大変厳しいと思います。

昨年の9月、教育長が所見を申し上げます。ここで再度お示しします。議事録のとおり読ませさせていただきます。

学校部活動は、共通のスポーツや文化に興味関心のある生徒による自主的、自発的な参加により、各部の顧問をはじめとした関係者の取り組みや指導の下、学校教育の一環として行われている。また、部活動は技能の向上を図る目的以外にも、生徒の自主性や協調性、社会性を伸ばし、責任感や連帯感を育むなど教育的意義が大きい活動です。本町においても、生涯にわたって主体的にスポーツや芸術に親しむ心を育成するため、部活動の充実を図り、これまで大きな教育的成果を上げてまいりました。

一方で、少子化が進展する中では、現状では学校部活動は維持できないという危機感が共有されています。そして、今後は関係者で組織する協議会の立ち上げに向け、課題や問題点、財政負担などを洗い出し、地域移行への在り方や方法については、主役となる子どもたちにとってベストな環境を整えることができるよう、本町の実情に応じた形で体制づくりを進めてまいりますということが答弁されております。

準備委員会を立ち上げたということなので、ぜひ早い段階での体制づくりをご検討願います。ここまで、先生方の働き方改革を踏まえた上での部活動改革の延長

線上での部活動の地域移行についての進捗度合いを確認してまいりました。

次に、生徒側から、町の中学部活動の現状及び今後の方向性を私的観点から質問してまいります。

直近での町内4中学校の中学別部活動数、部員数をお教え願います。

○議長（佐々木一郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木剛彦君） 教育委員会事務局長、高木です。それでは、お答えいたします。

令和5年9月1日現在の各中学校の部活動数と部員数をお答えいたします。なお、部員数については、3年生最後の大会等が終了し、引退した3年生部員も含めた人数としています。

朝日中学校については、13の部活動に243名が所属し、内訳として、男子剣道部6名、女子剣道部13名、男子バレーボール部14名、女子バレーボール部21名、男子ソフトテニス部31名、女子ソフトテニス部14名、男子卓球部22名、女子卓球部22名、軟式野球部10名、男子ホッケー部22名、女子ホッケー部23名、吹奏楽部24名で、うち男子2名、女子22名、美術部21名で、うち男子7名、女子14名です。

宮崎中学校については、6つの部活動に116名が所属し、内訳としては、男子バレーボール部23名、女子バレーボール部16名、女子卓球部17名、軟式野球部21名、吹奏楽部34名で、うち男子8名、女子26名、陶芸部5名で、うち男子3名、女子2名です。

越前中学校については、5つの部活動に64名が所属し、内訳としては、男子バレーボール部13名、女子バレーボール部13名、女子卓球部10名、軟式野球部7名、吹奏楽部21名は全て女子です。

織田中学校については、7つの部活動に84名が所属し、内訳としては、男子バレーボール部9名、女子バレーボール部12名、女子卓球部13名、軟式野球部11名、男子ホッケー部17名、女子ホッケー部7名、吹奏楽部15名で、うち男子1名、女子14名です。

○議長（佐々木一郎君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。

越前町4中学校の部活状況では、越前町の中学校トータルの部活では野球部、卓球部男女、ホッケー部男女、バレー部男女、ソフトテニス部男女、剣道部、吹奏楽部、美術部、陶芸部で、種類としては運動部11、文化部で3種類となっており、中学校によって人数のばらつき、部活の種類のばらつきがあると感じました。運動部でいうと、越前町には地域スポーツクラブとしてえちぜんスポーツクラブがありますが、中体連の地区大会には参加しておらず、部活の選択肢とはなり得ない状況であります。

少子化が進み、生徒数が減少する中、運動部の種類が少なくなり、特に団体競技の場合には1中学校単独でチームが組めない状況が出てまいります。このままでは部活動が持続的に継続、存続していけず、これに対応するため、部活動の地域クラブに委ねる、地域移行を進めていく状況になっているのは、今述べたとおりでございます。その前段階として、本年度から運動部の中体連大会に参加が緩和され、民間クラブの出場や中学校合同チームが参加できて、オープン参加じゃなくて、通常の参加として認められるようになりました。

ここで質問いたします。6月に開催された鯖丹地区中学校夏季総合大会において、越前町中学校の全体の参加状況はどのようなものでしたか。お教え願います。

○議長（佐々木一郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木剛彦君） 教育委員会事務局長、高木です。それでは、お答えいたします。

各中学校の全運動部が鯖丹地区中学校夏季総合大会に参加をしましたが、軟式野球競技については部員の減少に伴い、朝日中、越前中、織田中の合同チームでの参加となりました。また、今年度から部活動以外のクラブチームの参加が認められ、町内外の中学生が所属する越前クラブが軟式野球競技に参加しました。

○議長（佐々木一郎君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 今回、野球の競技における民間クラブチーム、3校合同チームの参加については賛否両論があるかと思いますが、この場ではあえてそのことには言及せずに、違う観点からこのまま質問を続けたいと思います。

中学校の部活は、連帯感や協調性を育むための教育的意義が当然に大きいです。しかし、反面、小さい頃から自分の好きなことをやってきたことを伸ばし、その成果を大会で発揮することで満足を得るものであります。心身ともに一番充実していく中学時代に、勉強以外でも自分の可能性を発揮したい中学生は、越前町でも多くいると思います。今でも自分のしたい部活動のために親元を離れて中学生生活を送っている中学生もいると、越前町には聞いております。地域的に交通の便があまりよくない当町において、できたら越前町内で解決できる体制づくりが重要だと思っております。

ここでまた質問いたします。部活の地域移行が動き出すはるか以前から私は、なぜ越前町の中学校3校もしくは4校でチーム越前町として全ての部活動に参加可能とできるようにならなかったのかと感じておりました。そうすることで、部活の種類も増え、校区外だからできない部活も可能になるのではないかと。もちろん以前はそのような合同チームは中体連の大会に参加できる体制ではなかったと思いますが、小規模校の生徒にとっては悲しい現実だと感じておりました。民間クラブへの部活の地域移行の越前町型として、部活に関して町内4中学校の部活を統合して、学校という立場で民間クラブを設立し、運営していくことを考えることはできないものなのでしょうか。所見をお聞かせ願います。

○議長（佐々木一郎君） 教育長。

○教育長（出口俊一君） 教育長、出口です。それでは、私からご質問にお答えをいたします。

学校という立場で民間クラブを設立することはできませんが、4中学校の部活動を統合して運営できる受け皿となる団体や指導者が確保できれば、施設を活用するなど、学校と連携しながら運営することは可能であると考えます。町としましても、4中学校それぞれの地域移行には4つの受け皿となる団体、また、最低4人の指導者が必要となり、その確保が困難な場合、また、部員数の減少が見込まれる場合には、生徒や保護者の意見を踏まえ、4中学校のうちの1校を拠点校とした運営体制も視野に入れながら、検討委員会で協議してまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） 中学部活動の地域移行に向け、国のモデル事業として、鯖江市が先行して活動を具体化しております。生徒からの観点で考えると、鯖江市の中学校は3校あり、そのうち2校は大規模校、1校は適正規模であり、個々の中学校単独においても部活動の種類や運営面は何ら問題がないように思われます。まさに教師の働き方改革の観点からのこの活動だと思っております。しかし、越前町

は全ての中学校が小規模校であり、再編が進まないのであれば、部活の統合、4中学校合同での活動、部活指導員の増強もあって考えております。

中学校の部活については、私の子どもが中学に進学したときに実感した、また、他の父兄、生徒からお聞きしたことを申します。一つ、スポ少で頑張ってきたが、中学校にその部活がなく、未経験の部活に入部した。一つ、中学生になったら部活で頑張りたいと思ったが、入りたいと思う部活はなかった。一つ、せっかくやりたい部活に入ったが、顧問の先生が専門でなく、競技力向上が期待できない。一つ、親や友達が進めるので、やりたい部活でなかったが、断れず入部した。一つ、スポ少でバスケットをやっていたが、中学校にはなかったため他の部活をしたが、高校でどうしてもバスケットをやりたいと入部したが、中学の3年間のブランクは大きく、経験者についていけず退部した。確かにないものねだりはすべきではないのですが、子どもたちの可能性を広げることは、地域の住民として、子の親としてもできる限り希望に沿ってあげたいと感じます。

特に、私、高校時代、バスケットをちょっとかじっていたことがあって、今ワールドカップで大変盛り上がりおるので、せめてバスケットなんかもできたらいいなという個人的な考えもありました。

昨年の9月での一般質問でお聞きしましたが、再度、今後越前町の中学校部活に対する民間クラブの地域移行に対する青柳町長の所見をお聞かせ願います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、生徒の多様な学びの場として大変重要だと考えております。また、生徒たちの3年間は、生涯にわたってスポーツや芸術に親しむための基盤となる大変貴重な期間でもあります。しかしながら、加速する少子化に加え、競技技術等の専門性の要求など、生徒や保護者の多様なニーズも高まる中、従前と同様の運営指導体制を継続することは一層厳しい状況となっております。

本町においても、部員数の減少により単独校での練習が十分にできない部活動については、今年度から一部の競技において中学校合同での練習を実施しており、現在、メリットやデメリットの検証をしているところです。全国でも民間クラブへの地域移行の取組みが進んでいるところですが、本町においては学校の規模、部活動の規模が小さく、指導者や受け皿となる団体の確保等が非常に難しい状況です。それらの問題を解決するため、早急に検討委員会を設置し、本町の実情に応じた地域移行に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。

今後、検討委員会を設置して運営していくということなので、お願いがあります。まず、他の市町がこうやっているからということではなく、越前町の実態、全ての中学校が小規模校ということらを考慮した部活動の地域移行をお願いしたい。それと、できたら、可能な限り生徒目線での持続可能な部活動の越前町型部活地域移行を考えてもらいたいと思います。

先月、大学の部活に関するニュースが世間をにぎわせており、そこに学生ファーストみたいなことを言っていた大学関係者がおりましたが、私個人的には、しよせん大学生は成人であり、自己責任において責任を取るべき年齢であります。し

かし、中学生はまだ10代前半であり、自分自身ではどうすることもできない年齢です。部活の地域移行については、学校の働き方改革を踏まえた上での部活動改革という視点があり、全てを生徒ファーストで推進していくことは難しいと思いますが、今回、生徒目線からの部活動改革で示しましたので、今回の提言となっております。

学校での民間クラブは先ほど、なかなか難しいということでありましたが、先ほど述べましたとおり、越前町の中学校は全て小規模校であることから、4中学校全ての部活を合同で運営することで部活の種類も増やすことができますし、先生方の負担も多少軽減できると感じております。チーム越前町連合校として、越前町の中学生のモチベーションを上げてもらったらどうでしょうか。

先般、国は部活動地域移行に49億円の予算を計上したとの報道があり、全国でモデル事業を拡充するとの方針とのことでした。また、24年度には先進的な取り組みを行う自治体を重点地域に指定することの計画もあるとか。先進的なモデル事業として、越前町型部活の地域移行、つまり民間クラブ等の概念でなく、あくまでも中学校を主体とした越前町という一体感での地域移行を国に指定してもらうことで、財政面においても有効であると思います。それが、私が切望する越前町型部活の地域移行であります。国が考える部活の地域移行の概念とはちょっと違うかなとは思いますが、越前町という小さな自治体ではこのような地域移行の考え方もあると思いますので、頭に入れていただきたいなと思っております。

今後、検討委員会設置後、ぜひ1つの案として検討を願います。まさに昨年教育長が申しました、主役となる子どもたちにとってベストな環境を整えることができるよう、本町の実情に応じた形で、中学生が充実した学生生活を送れるよう、越前町としても速やかな推進を切にお願いいたします。

先般、福井新聞のニュースで、丹生高校のホッケー部がアンダー18の全国のリーグ戦に参加して、試合数が増えて競技レベルがアップするという記事が出ましたが、大変喜ばしいことと思います。でも、他の競技をしている子どもたちにとって、また、他の競技がしたくてもできない子どもたちにとっては、じくじたる思いもあるのかなという思いがあります。ですから、3年間、短い期間、人生80年、90年かなと考えたら3年間なんですけれども、その間本当に中学生がやりたいことをやらせてみて、可能性を伸ばしたらどうかなと思いますので、またひとつよろしくお願い申し上げます。

次に、小中学校の再編について、スケジュールについて質問いたします。

今まで幾度となく一般質問や個別で問合せしている小中学校の再編統合について質問いたします。次の2点質問いたします。

1点目、小学校の再編統合の日程、方策であります。越前地区での再編については先週の新聞記事で内容等確認できましたが、他の地区の状況等も含め、再度現時点で町として回答できることがありましたら、お教え願います。

2点目、中学校の再編統合の日程、方策についても、現時点で町として回答できることがございましたら、お教え願います。

○議長（佐々木一郎君） 教育長。

○教育長（出口俊一君） 教育長の出口です。

まず、小学校につきまして、朝日地区の朝日小学校と常磐小学校の再編につきましては、現在、地区説明会等を開催しながら協議を進めております。当初の基本方針では再編時期を令和6年度としておりましたが、期間的にも令和6年度の再編は困難であるため、令和7年度以降の再編に向けて引き続き協議を重ねてまい

ります。また、朝日小学校と糸生小学校の再編につきましては、当初の基本方針案では令和11年度としていましたが、状況によっては前倒しを検討することも含め、時機を見ながら準備委員会の設置など、協議を進めてまいりたいと考えております。

越前地区の四ヶ浦小学校と城崎小学校の再編につきましては、当初の基本方針案では令和9年度としておりましたが、地区説明会等におきまして前倒しを希望するご意見が多かったため、先月、8月31日に再編準備委員会を設置し、令和7年度の再編を目標として協議を開始させていただいたところです。こちらは、先ほどの議員の質問の中にもあったとおりでございます。

織田地区の織田小学校と萩野小学校の再編につきましては、当初の基本方針案のとおり令和8年度を目途に、遅れることなく来年度には再編準備委員会を設置し、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、中学校につきましてはですが、当初の基本方針案では令和13年度以降に宮崎中学校、越前中学校、織田中学校3校の再編の検討を始めることとしていましたが、地区説明会等におきまして、こちらも前倒しを希望するご意見が多かったため、今年度、中学校再編検討委員会を設置し、協議を進めることといたしました。

現時点での状況は、以上のとおりです。

○議長（佐々木一郎君） 吉田憲行君。

○3番（吉田憲行君） ありがとうございます。

先週かな、テレビで見えていましたら、全校生徒17名の小学校が廃校になるので、テレビ番組の企画として航空写真を撮るということで、地区の人らが一体になって撮ったんですけども、その全体像が映ったときに、その小学校がすごく山の中であって、近隣する小学校がないと。なかなかひつつく小学校もないという状況やったんですけども、越前町に関しましては、この狭い土地で8つも小学校があるということ自体、今後人口が減っていくということ自体を考えますと、ちょっとまだまだ進展が遅いのかなと個人的には思っております。

再編に関して、保護者の方とか地区の方への丁寧な説明も含め、時間がかかるとはおおむね理解できますけれども、いま一度子どもの目線に立って、今、再編すると言っても、今から3年後やったら、もう小学校卒業してしまうとか、中学校を卒業してしまうということがありますので、再度スピード感があつた推進をこの場でお願い申し上げます。

また、小中学校の再編の進行状況について、町民への報告等は随時広報していただきたいと思います。ホームページには載せてあるんでしょうけれども、なかなかホームページまで見る方も少ないので、こういうふうに進んでいますよと、やっぱり保護者の方と話すとな不安がっています。直の地元の方でも、いつになるんやろう、どうなるんやろうと不安がっていますので、再度細かく、区からでも結構ですので、広報していくよう、町からもよろしく願いいたします。

最後に、政策等を進めていく上でのお願いがあります。今まで、昔からこのようにやっているからといった理由だけで、現状に合わない方策を講じることがあると感じます。時代は複雑に進行しております。過去において想像し得ない事象が起きております。今の異常気象に関しても、もうこれからは異常気象でなくなる可能性もあります。当たり前の時期になると思います。今後は時代に即した、そして、持続可能となり得る施策、スピード感を持って対応をお願いしております。これはあくまでも私個人の考えでありますので、他意はありませんが、昔からこ

うなっているんやで、こうするんやということだけは今後、時代に即していないので、やめてもらいたいと。

それと、最後に時間がまだ余っているので、1点だけお願いがあるので、報告ですね、新幹線が開通して今盛り上がっているんですけども、僕は見に行っていないんですけども、ある越前地区の町民の方が、福井駅のモニュメントで恐竜が越前がにを食べているモニュメントがあるぞと。吉田さん、あれどう思うと。ジュラ紀に越前がになんかいたんかと。文献を見たら、カニの仲間はいたけれども、越前がには当然いませんと。あれを見たら、恐竜が越前がにより強いと。まさに新幹線の恩恵が越前町はなかなか少ない中で、あのようなモニュメントがあると、私はちょっとモチベーション下がるわというふうに言われました。僕は見に行っていないので、本当にあるかどうかというのもちょっと定かではないんですけども、それぐらいみんな今、新幹線開業に対して敏感に反応しております。

これから広報もあって、もしかしたらそのモニュメントをニュースなんかで映ると、あら、恐竜のほうが強いやなど、なら、強いほうに行こうかなと行って、勝山にみんな行ってしまうと、越前町に行かないということも考えられると思いますので、その点含めて、越前町もしっかり検証して行って、もしここにいる人で時間があるにしたら、何か駅から見られるところにこういうモニュメントがあるとかないとか言うてましたので、また見て、もし意見があるんやったら、私か町のほうに言っていただいて、今さら取消しはできないと思いますけれども、県の仕事か、福井市の仕事かというのは定かではないんですけども、そういう意味ではせっかく3月16日にも開業というのが報告されて、武生の駅も日に2本か、かがやきが止まるというちょっといい情報もありましたので、そういった意味では町を挙げて、町民を挙げて、一体となって越前町を盛り上げていきたいと思しますので、またひとつ来年に向けてよろしくお願ひします。

将来の子どものために、持続可能な政策運営をひとつよろしくお願ひします。

ここで、私、令和5年9月定例会において一般質問を終わらせていただきます。長々とありがとうございました。

○議長（佐々木一郎君） これで、吉田憲行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前11時20分から再開をいたします。定刻までにご参集ください。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（佐々木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

一般質問を続けて行います。

次に、7番、高田浩樹君。

7番（高田浩樹君）登壇

○7番（高田浩樹君） それでは、通告書に基づき、生命と健康を守る暑さ対策について質問をしていきます。よろしくお願ひいたします。

気象庁が、今年の気温は歴代と比較しても圧倒的に高い、夏全体で見ても異常だったと述べられていたように、ここにおられる皆様方におかれましては今夏は異

常な暑さが続いていた、また、今でも続いていると体感されておられることと思います。今夏は特に熱中症に関する報道が多くありました。また、熱中症、誰にでも起こり得る問題でもあります。これまでの気候の変動、また、温暖化の進展を鑑みますと、これからもこのような猛暑が続く可能性というのは十分にあると考えられます。

国においては、2018年6月に気候変動適応法を成立、今年4月にこれを改正し、その改正した法律に基づいて5月に熱中症対策実行計画を閣議決定しております。国としても、熱中症対策を政策的課題として施策の整備を進めている、そういった状況にあります。本町においても、このような環境変化に対してこれまで以上に、これまでとはレベルを上げた暑さ対策、熱中症予防の強化が求められている段階であり、町民の皆様はもちろんのこと、その中でも特に子ども、高齢者、低所得者の方への対策が重要になってきていると考えます。

そこで、生命と健康を守る暑さ対策ということをテーマに質問をしていきたいと思っております。

最初に、本町の熱中症に関しまして、その患者数、救急搬送、発生場所など、近年の状況と見解について伺います。

○議長（佐々木一郎君） 総務理事。

○総務理事（菅原辰彦君） 総務理事、菅原です。高田議員のご質問にお答えいたします。

本町における近年の熱中症罹患の状況ですが、熱中症疑いによる救急搬送者数は、ここ10年では多い年で年間16人、最も少ない年で年間4人が搬送されており、過去10年間の平均では年間12人が搬送されています。この平均数を世代別で見ると、65歳以上の高齢者が6人、中学生以下が1人、その他の世代が5人となっており、65歳以上の高齢者が半数を占めています。また、発生場所は自宅などの屋内が4人で、屋外が8人となっています。

救急搬送者数は平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年度から増加傾向となり、本年度はこれまでで最も多い18人が救急搬送されています。また、屋内における発症者数が11人に上り、屋内での発症が増加傾向にあります。

織田病院の過去3年間の熱中症患者の状況を申しますと、令和2年度が44人、令和3年度が35人、令和4年度が29人と減少傾向にありましたが、今年度は既に26人が熱中症と診断されており、昨年度より増加しています。令和3年度から熱中症警戒アラートが本格実施されたことなどにより、一定程度熱中症に関する意識は高まったものの、本年のような極端な高温が発生した際には熱中症リスクが高く、自宅で過ごす時間が長い高齢者を中心に熱中症患者が増加していると考えられ、こういった傾向は今後も続くものと思われま。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 全国での熱中症の救急搬送は、2010年前後から増えています。その中で、高齢者の割合が最も多く、その主な発生場所は住宅となっております。全国と本町、推移に関しては必ずしも一致はしていませんけれども、全般的な熱中症のリスクが高くなってきていること、その中でも特に高齢者の自宅でのリスクが高くなってきている、このことに関しては全国と本町変わらないと思って考えてもいいかなとは思っています。

また、実際の救急搬送の方であったり、熱中症と診断された方というのも多くなってきておりますが、またそれ以上に今回の暑さのことを考えますと、健康を害

した方というのはたくさんおられるのではないかと、その数字には上がってきていない中で、おられるのではないかと推測します。そういった現状といたしまして、いろいろとまたこれからも対策をされていることだと思うんですけども、現在の本町における暑さの対策、熱中症対策の全般的な取組み、これらの概要について伺いたいと思います。

○議長（佐々木一郎君） 民生理事。

○民生理事（山口隆司君） それでは、高田議員のご質問にお答えします。

本町の暑さ対策の取組み等概要についてですが、保育所や小・中学校における熱中症対策については、気温の状況を常に注視し、早めにエアコンを使用することで適正な室温を保つとともに、適切な水分補給や適度な休憩を取りながら園児や児童・生徒の体調管理に努めております。また、小・中学校においては、熱中症予防の指標となる暑さ指数に注意しながら運動等の実施可否を判断しております。

高齢者世帯や低所得者世帯に対しては、熱中症予防の声かけや訪問など、直接的な働きかけを行っております。

公共施設においては、老朽化したエアコンの更新や定期的な点検を行い、適正な館内温度が保持できるよう機器の整備に努めています。このほか、クールビズの奨励、イベント開催会場での塩あめの提供、熱中症予防のアナウンスなど、熱中症予防行動の呼びかけを行っております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 全般的な取組みについて、概要でということでお伺いしましたので、広範囲にわたりご回答いただきました。

その中で、幾つかの点について細かいことを今から聞いていきたいと思うんですけども、公共施設のお話がありましたが、公共施設のエアコンについて、それらの整備、運用、また、熱中症対策としての活用状況についてお聞きします。

○議長（佐々木一郎君） 総務理事。

○総務理事（菅原辰彦君） 現在、公共施設は183施設あり、その中で町民や一般の方々を利用する施設は121施設あります。さらに、公園や公衆トイレ、体育施設などを除いたエアコンが設置されている施設は88施設となります。このうち、町民をはじめ不特定多数の方が広く利用する施設としましては、観光施設を除きますと、役場本庁舎、各地区コミュニティセンター、生涯学習センター、生涯学習センター系生分館、各地区図書館があります。これらの施設のほとんどが全館にわたりエアコンが整備されていますが、一部の施設において、エントランスや廊下等にエアコンが整備されていないスペースもあります。

また、これらの施設における夏期のエアコン運用については、町として統一した指針やガイドラインなどは設けておりませんが、厚生労働省が定める事務所衛生基準規則により、事業者は空気調和設備を設けている場合は室内温度が18度以上28度以下及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならないとされていますので、国の基準に従い、各施設の室内温度を28度以下で保つよう努めています。しかし、室内の温度計やエアコンのセンサーが感知する温度と体感温度は異なりますので、機械が示す温度に関わらず、設定温度や風量などは適宜調整し、適正な室温となるよう柔軟にエアコンを活用していきます。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 最後のほうにおっしゃっていましたが、エアコン、実際設

定された温度よりも、体感として非常に暑い。本当にエアコン効いているのかなと思うほど暑過ぎるということが実際は、最近はないんですけども、昔よくあったように感じます。公共施設において、人が実際に感じている適度な室温になるように活用しているということでしたので、このような今、暑い、熱中症の予防という観点からも、しっかりと引き続きそのようなエアコンの運用をお願いしていきたいと思えますし、これは強く要望します。

次ですけれども、高齢者や低所得者世帯に対してなんですけど、エアコンの整備、点検の不備からエアコンが使用できない、また、光熱費の高騰により使用を控えてしまう、そのようなことから熱中症が懸念される、そういったこともあるかと考えられますが、それらについて何らかの助成を検討しているのか伺います。

○議長（佐々木一郎君） 民生理事。

○民生理事（山口隆司君） 現在、県において使用電力量の削減による家計負担軽減を目的に、省エネ家電の購入時に2万円の割引が受けられるふく割クーポンの発行が行われていますが、高齢者世帯や低所得者世帯に対する熱中症対策を目的としたエアコンの整備、点検等の費用に対する助成については、県内でも実施している自治体はなく、本町においても現時点では検討しておりません。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 先ほど、自宅での高齢者の熱中症リスクについてのお話がありました。今夏のような異常な猛暑から町民の皆さんの生命と健康を守るという観点から言えば、エアコンの活用が重要である、むしろマストであるということは間違いないことだと思います。

エアコンの整備、点検などの助成について、県内市町でどこもしていない。先ほどの吉田議員も話ありましたけれども、県内でどこもしていないから、うちもしないでいいのかと言えば、そうではないのかなとも思いますし、そういった、簡単に言えば、今考えていないということであるんですけども、取りつく島もないと言えば取りつく島もないご答弁かなとも思うんですけど、今回のこのアプローチについて、幾ら今から言っても、検討していないというものはあれなので、また今後この暑さ、こういったものを見ながら、またこういった一般質問、またその他でしっかりと議論していきたいと思えます。

ほかのアプローチについてなんですけれども、熱中症の対策としてとても重要なこととして、先ほどのご答弁にも触れられていました予防や対応などの情報提供、普及啓発、意識の醸成などがありますが、本町でのこれらの取り組みについて詳しく伺います。

○議長（佐々木一郎君） 民生理事。

○民生理事（山口隆司君） 現在、環境省と気象庁が熱中症警戒アラートを発表し、広く注意喚起を行っていることから、本町では防災行政無線などでの情報提供は行っていませんが、今後極端な高温の発生時の対応として、国により熱中症特別警戒情報の指針等が策定された際には、特別警戒情報の周知などについて検討してまいります。

熱中症予防の普及啓発、意識醸成については、小・中学校において保健だよりに熱中症の予防対策を掲載し、子どもや保護者の意識づけを行うとともに、子育て支援センターの発行する機関誌を活用して、暑さ対策に関する周知を図っております。

高齢者世帯や低所得者世帯に対しては、熱中症予防の声かけ活動を実施していま

す。毎年6月頃から、民生委員、児童委員が熱中症の心配がある高齢者や低所得者のお宅を訪問し、予防のチラシをお渡しし、声かけを行っています。また、不在の場合にはチラシをポストインしております。また、在宅介護支援センター3か所の相談員も、気がかりな高齢者へ注意喚起の声かけ及び健康確認を行っております。具体的には、水分補給や十分な栄養及び睡眠を取ること、適切に冷房等を使用し、室内での熱中症予防を促したり、介護者や家族への助言などを行っております。

また、暑い中でのイベント開催時には会場内で熱中症への注意喚起をアナウンスするなど、高齢者や子どもたちなどの熱中症予防を行っております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 熱中症の予防、いろんな方法あるんですけども、まず暑さを避ける、また、水分補給、そして、意外と見逃されがちなんですけれども、塩分の補給、そういったこともあります。なぜ熱中症になるのか、そういったことのメカニズム、そういったことも含めて様々な対策であったり、周知というのはやっぱりある程度時間を要する部分もあるのかなとは思いますが、しっかりとしていく。暑さの感覚というのは人それぞれまちまちですし、特に高齢になればなるほど感じにくい部分もあるかと思えます。様々な方法でこれからも周知のほうをまた、していただけるよう、よろしく申し上げます。

また、そういった取組みもそうですけれども、冒頭でも述べました2018年に成立した気候変動適応法、今年改正され、それに基づく熱中症対策実行計画、閣議決定されましたけれども、この計画に地方公共団体における熱中症対策についても言及されております。これらのことも踏まえまして、本町における暑さ対策の課題、そして、今後の展開について伺いたいと思えます。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えをいたします。

熱中症による死亡者数は気候変動の影響により増加傾向が続いており、その対策は急務となっております。熱中症対策の課題としては、エアコンを適切に利用するなどの熱中症予防行動の必要性が住民に対して十分に浸透していないことや、熱中症予防の取組みの地域差が大きく、全国的に展開できていないこと、その関係分野が医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたることなどが挙げられます。

議員のご質問にありました国の熱中症対策実行計画では、熱中症に関する意識を高め、熱中症予防行動を実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることで、対策の一層の強化が図られるとされています。町としましては、従来の取組みに加え、普及啓発や意識醸成のための呼びかけ、クールシェルターやクールシェアスポットなど、極端な高温の発生時における暑さを避ける場所の利用促進など、住民への働きかけを行ってまいります。特に子どもや高齢者などの熱中症弱者に対しては、福祉関係団体や各関係機関との連携を強化し、見守り、声かけを行う体制を整えるとともに、改正気候変動適応法の令和6年春の全面施行に備え、熱中症対策の先進的な事例などを参考にしながら、町内の連携を強化してまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 高田浩樹君。

○7番（高田浩樹君） 繰り返しになりますけれども、本町として、町民の皆様の生命と

健康を守るという観点から、この環境変化にどう対応していくんだということが問われていると思います。環境変化、どういうふうはこの環境が、地球環境を含めて変化していくかというのは、それは毎年想像がつかないことではありますが、先ほどの吉田議員もおっしゃっていましたが、昨年の方がまた今年度、それでいいんだというものではないと思います。特に環境の変化というのは、もうそれにしっかりと対応して、それに応じて町民の皆さんの生命と健康を守るにはどうしていくんだということをしっかりと施策として考えていかないといけないと思います。これまで以上の積極的な取組み、適切な対応を期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木一郎君） これで、高田浩樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

午後1時から本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前11時41分

再開 午後 0時58分

○議長（佐々木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、6番、中西 清君。

6番（中西 清君）登壇

○6番（中西 清君） 議長のお許しを得まして、通告書に基づいて発言していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

女性職員の管理職登用について。

男女雇用均等法では、募集、採用から配置、昇進、退職に至るまで、全てのアクションとして、1、男女均等な待遇の確保、2、女性の勤続年数の伸長、3、職場の雰囲気、風土の改善、4、女性採用拡大、5、女性の職域拡大、管理職の増加、6、多様な働き方の確保の6つの取組目標を提言しています。また、女性活躍推進法を制定するとともに、男女共同参画の実現を目指しています。

1つ、越前町総合推進計画において男女共同参画社会の推進を掲げていますが、支援、推進する立場の町自体が遅れていると考えています。例えば、女性職員の管理職登用が非常に少ない。一般職における男性職員と女性職員の数、理事、課長、室長、補佐など、管理職ポストの数と女性の登用状況をお示しいただきたい。また、参考までに、近隣市町の現状を調査していただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

職員数につきましては、一般職は労務職員を除く職員とし、管理職は課長補佐級を含めた数で答弁させていただきます。

越前町の令和5年4月1日現在における職員数は231人で、内訳は男性職員が128人の55.4%、女性職員が103人の44.6%となっています。

次に、管理職の状況ですが、課長補佐級以上の職員は全部で82人です。内訳は、理事級7人、課長級22人、課長補佐級53人となっています。このうち、女性

職員の登用状況は、課長級4人、課長補佐級21人の合計25人で、管理職全体の30.5%となります。

最後に、近隣市町の現状でございますが、課長補佐相当職以上に占める女性職員の割合で申し上げますと、福井市は84人で20.7%、鯖江市は75人で43.9%、越前市は130人で50.2%、南越前町は27人で46.6%、永平寺町は26人で35.1%となっています。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 女性の能力発揮には、女性の積極的な登用、そのための研修制度の充実、昇進・昇格試験の受験奨励など重要です。町では、男子職員を含め、どのような取決めを実施していますか。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

本町における職員の能力発揮に向けた取り組みといたしましては、福井県自治研修所で実施される新規採用や年齢別、役職に応じた研修に対象者全員を参加させています。また、選択研修として、同じく自治研修所で開催される職員個々のスキルアップのためのパワーアップ研修には、受講希望を募り、参加しています。このほかにも、全国の自治体職員を対象とした市町村アカデミーや自治大学校への長期研修、各担当課において必要なスキル向上のための専門的な研修に参加しています。令和4年度における職員の研修参加状況は、19の研修に延べ95人が参加しており、そのうち45人、47.4%が女性職員でした。

課長級、課長補佐級への昇任試験の受験につきましては、受験資格を満たしている対象者に通知する際、所属長を通じて、男女を問わず積極的な受験を促しているところです。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） ジェンダー平等の実現に向けて、今後どのような施策が必要か、また、どのように進めていきたいか、町長のお考えを伺います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、これまで本町では、男女を問わず職員の能力向上や人材育成に向けた研修の機会を設け、積極的な参加を奨励しています。管理職への登用につきましても、意欲や能力、資質のある職員を男女の区別なく登用していきたいと考えています。

課長級、課長補佐級への登用には昇任試験を実施していますが、本町においては女性職員の受験率が男性職員の受験率と比較して低い現状にあります。昇任試験を受けないのには様々な理由があるかと思いますが、今後も研修への参加奨励や多様な業務への配置を進め、受験意欲の向上を図り、管理職への女性職員登用につなげたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） ただいまの答弁があったとおり、管理職、課長補佐まで比べれば、それなりの数がいると思いますが、課長、理事クラスにはものすごく少ないと思います。これをいかに育てていくかということ町に聞いたんですけども、もう少し具体的にしてほしいなと思ったんですけども、またこれは今後の課題として、また次回というか、次の二、三年後にはまたこのことを聞きたいと

思いますので、女性をたくさん登用してほしいなと思います。それをもって、次に移っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

2、マイナンバーカードの問題について。

国が進めているマイナンバーカード普及施策に関して、その目的や効果、利用範囲、課題や個人情報に対する問題点などについて、国民への周知が不十分なまま、自治体を通じて強引に進める中、健康保険証や年金、預貯金口座のひもづけミスなど問題が続出しています。このような状況にもかかわらず、政府は現行の健康保険証の廃止を明言しています。各種世論調査では、現行健康保険証の廃止に対して6、7割の国民が反対しています。また、共同通信社の全国自治体へのアンケートでは、約9割の自治体が、事務負担が重い、もう少し時間をかけて取り組むべき、カードの取得は任意にもかかわらず、地方交付税に反映させるのは交付税の趣旨から逸脱しているのではないかなど、多くの意見が出ています。

町におけるマイナンバーカードの交付率は何%ですか。登録に伴うミスなどありましたか。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えいたします。

越前町の令和5年7月末現在のマイナンバーカード交付率は81.34%で、全国の交付率75.04%と比較すると、6.3ポイント高い交付率となっています。登録に伴うミスなどについては、これまでのところ確認されていません。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 登録についてのミスはないということですが、登録するだけじゃなくて、使用した人がトラブルったことというのを町まで出てきたことありますか。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） 今のところ、そういったミスも含めまして確認されておりません。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 共同通信社の自治体アンケートに対して、越前町は回答しましたか。回答した場合の内容について、無回答の場合、その理由、具体的な内容についてご説明をお願いします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） お答えします。

今回の共同通信社の自治体アンケートは、8項目にわたる国の取組みを評価するような内容でした。マイナンバーカードの交付事務は国からの要請に基づき、現在、取得促進を行っている最中であり、制度の是非について私見を述べさせていただくことは時期尚早と考え、回答を控えさせていただきました。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 現行の健康保険証廃止について、高齢者を中心に反対、不安の町民が多い。町として、今後どのように説明し、理解していくかお示しいただきたい。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） マイナンバーカードの保険証利用には、過去の診療データに基づく最適な医療が受けられることや、限度額認定証が不要になることなどのメリッ

トがあります。町としましては、広報やホームページなどを通じてこうしたメリットもPRしながら、国の方針に基づき丁寧な制度説明や情報提供を行うことで、住民の方々の理解を得られるよう努めていきます。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） マイナンバーカードの町の普及推進や課題や問題点について、町長の考えをお伺いします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） 町がこれまで独自に行ったマイナンバーカードの普及促進策としましては、国のマイナポイント事業に合わせ、越前町商品券や越前焼をプレゼントするキャンペーンや、町の特産品を抽選で提供するキャンペーンを行いました。また、夜間や休日窓口、ご自宅や勤め先に何う出張申請、イベント等での臨時窓口の開設なども行いました。その他、マイナンバーカードの取得と利用促進のため、令和4年12月から令和7年3月末までの期間の諸証明のコンビニ交付手数料の減額を行っています。本町のマイナンバーカードの交付率は全国でも上位の交付率であり、これらの普及促進策については、一定の効果があったと考えています。

次に、町のマイナンバーカードに関する課題についてお答えします。

1つ目としましては、マイナンバーカードの申請をした方でカードを受け取りに来ていない方が多くいらっしゃるということです。これについては、再度受け取り勧奨の通知をしていますが、広報やホームページなどでさらに周知を徹底し、マイナンバーカードを受け取っていただけるよう努めていきます。

2つ目としましては、令和6年度以降には、マイナンバーカードを取得してから5年たった方の電子証明書の更新や未成年の方のマイナンバーカードの更新に伴う窓口来庁者の増加が予想されるということです。これにつきましては、今後マイナンバーカードを利用した窓口申請書の自動作成システムの導入を予定しており、住民の方の負担を少しでも軽くし、窓口サービスの質の向上を図っていきます。

町としましては、マイナンバーカードの交付率が8割を超えたことから、今後は国の方針や他市町の動きを参考に、町独自のマイナンバーカードの利活用策を検討し、カードの利便性を高めることで住民の皆さんが快適で便利な生活が送られるよう努めていきます。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） 今いただいた答弁の中で、マイナンバーカードの更新というか、についての問題はちょっとあったが、ほかに問題は何もなかったということですか。更新についての問題点はある、忙しくなるというような形で言っていたですけども、町自体に普及することについて、また、使用していくことについての問題点というのは何も考えていないんですか。

○議長（佐々木一郎君） 中西議員、質問は通告に基づいてやってください。

○6番（中西 清君） 大体よく似た、この中身だと思えますけれども。

○議長（佐々木一郎君） 答弁できますか。

民生理事。

○民生理事（山口隆司君） 今ご質問ありましたけれども、特にそういった問題は、まずその問題となったことについては何もございませんでした。今、マイナンバーカードの申請をずっと、申請の促進ということでやってきましたけれども、先ほど

も町長の答弁にもありましたように、いろんなそういった促進の方策をやって、かなり交付率も上がっていますし、それに関しての特段問題点というのはございませんでした。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） いや、普及という意味で言ったつもりでなかったんやけれども、マイナンバーカードを利用することについての問題点ということは、役場でそういうことが、使っているものに対しての問題点がなかったかなということをお聞きしたかったやけれども、役場としては、それを捉えていないということになれば、結構ですので、今まで町民から問題点がなかったということならば、それで結構です。

○議長（佐々木一郎君） 民生理事。

○民生理事（山口隆司君） 交付を受けられた方で、当然、その後利用されている方もいらっしゃるかもしれませんが、当然、そういった問題があった場合は役場のほうに必ず問合せなりがあると思います。今のところ、それは全くございません。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 中西 清君。

○6番（中西 清君） ありがとうございます。

一応、これで終わりたいと思います。

○議長（佐々木一郎君） これで、中西 清君の一般質問を終わります。

次に、11番、伊部良美君。

11番（伊部良美君） 登壇

○11番（伊部良美君） 議長のお許しをいただき、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

去る7月13日未明から早朝にかけて、嶺北を中心に大雨となり、土砂崩れや道路の冠水、住宅への浸水の被害に遭われた被災者の方に心よりお見舞いを申し上げます。今回の被害に対して、町として今後どのように取り組み、対応策を講じられているのかお伺いをいたします。特に梅浦川の氾濫で365号線の国道が閉鎖されたことに、今後どのような対策をされようとしているのか。また、県などと具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（水島博之君） 建設理事、水島です。それでは、伊部議員のご質問にお答えいたします。

初めに、7月13日の大雨により町道の法面や路肩の崩壊が43か所、町管理河川の土砂及び流木の堆積が10か所発生しましたが、これらの被災箇所につきましては専決処分により早急な復旧作業に取り組んでいます。

次に、梅浦川の氾濫による国道365号冠水被害の対策につきましては、先般、福井県、梅浦区長並びに町で現場の検証を行っており、これを踏まえ、今後の対策について協議、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） この数年前の過去にも豪雨による氾濫で、県が布が滝の上流で大規模な砂防堰堤を新設されております。下流の堤防のところには流木ダムの構造物を造っていただきまして、少々の雨では対応いたしてまいりました。今回の剣神社周辺の川は幅員が狭いのと、S字に蛇行されていて、カーブの場所辺りに

なると流れが悪く、川の流れる水があふれる状態になり、道路にあふれ出すという現象でございます。今後、さらに温暖化で異常気象が考えられると、今のままの川の形態では対応できないと思われませんが、町として、生命と財産を守る観点からどう思われているのか、お伺いをいたします。

また、河口に土砂がいまだにたまった状態で、川の水の流れが止まり、この夏場の暑い陽気で水の腐敗がしているのではないかと思うが、町として、県に早急に対応策を要請する考えにならないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（水島博之君） 町では、議員ご指摘の区間における越水対策が必要と考えており、令和4年度には梅浦多目的集会施設付近の右岸の護岸かさ上げを実施しており、今後においては河川断面の確保による対策を計画しているところです。

次に、河口付近にて水が腐敗しているとのことですが、梅浦区と協議し、よどみの解消につきまして県に依頼してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） この梅浦バイパスの工事も今年度中か、遅れても今年度中に完成されるものと思っておりますが、ぜひバイパス工事が完成されたならば、この梅浦川の改修工事に取り組んでいただきたいと思えます。

私案であります。年齢久寺の裏山から専浄寺の裏山150メートルの区間になるかと思っておりますが、この区間をトンネル工法で直線に掘ってもらうことによって、町民の川に対する不安も解消されることかと思っております。町の考えをお伺いをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（水島博之君） 議員ご指摘の河川のトンネル化は有効な対策の1つであると考えられますが、河川砂防技術基準によりますと、トンネル構造による河川は、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合に限り設けるものとされています。また、普通河川梅浦川の洪水対策工事の事業主体は河川管理者の町であり、莫大な費用を要する河川のトンネル化は極めて困難であるため、先ほど申し上げましたとおり、河川断面の確保による対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） このことによって、国道365号線にかかる宮本橋、上瀬橋も老朽化されております。現在の川の部分も埋立てされると、駐車場にも利用され、活性化されて一石二鳥にもなるかと思っております。町民の川の氾濫も解消され、地域住民の安全・安心のまちづくりにも大きく貢献されると思われまふのと、梅浦区の区民の総意であります。これ、町長、こういうようにこの間の広報と一緒にこれ全部配布されております。これ、今、町長に渡したのは一部です。そのことについて、青柳町長としてぜひこの考えに賛同いただき、町長として国・県に強く働きかけていただく考えにならないか、町長の答弁を求めたいと思えます。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） それでは、お答えいたします。

梅浦川の氾濫に関しましては、平成10年9月の台風7号でも国道365号へ溢水し、下流域の多くの人家が床上・床下浸水や家屋の損壊などの被害に遭われたと認識しておりますが、議員ご質問のトンネル構造河川につきましては、先ほど建設理事から答弁があったとおりであり、仮にトンネル化されたとしても、河川砂

防技術基準により、閉塞によって流下不能の事態となった場合に備え、現在の河川は現状のまま確保するものとされており、駐車場等としての利用は極めて難しいものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） ありがとうございます。ぜひそういう前向きに、ひとつ考えていただくよう、よろしく願いを申し上げます。

続いて、2点目の越前織田線の県道改良工事の促進についてお伺いをいたします。

私がちょうど旧越前町の議員になると同じくして、この町道が県道に昇格され、今日までに道路の拡幅や法面の保護にも尽力され、町民の皆さん方の何よりの道路として貴重がられてまいっております。そこで、この道路について、異常気象などの集中豪雨に対する対応力がし切れなくなってきているように考えられるが、町としてどのように思われているか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（水島博之君） 一般県道越前織田線は、平成8年度、県道への昇格後、平成13年度から平成21年度にかけて法面の吹付工事や落石防止工事、狹隘区間の拡幅工事が施工されたことにより、安全性の向上が図られました。県では、平常時における道路パトロールや定期的な道路防災点検を行っているとのことですので、町といたしましては引き続き適正な維持管理を求めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） この道路の関組の土場から少し上がったカーブの道路の崩落事故の辺りに、現在の道路の箇所路面の舗装にかなりのクラックが生じていると思われま。これも何かの前触れじゃないかと、そう考えております。数年前にもこの上のところで法面の大規模な崩壊事故があり、地元住民には長期間にわたって迂回されたものかと思っております。今回も7月13日の集中豪雨の際にも、法面の崩壊やトンネルの出入口の土砂崩れなどに、町として何か大惨事の予知かとも感じられると思いますが、いかがなものか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（水島博之君） 平成30年3月の大規模な法面崩壊に伴い道路が寸断された件については、記憶に新しい災害であり、地質調査の結果、崩壊法面と付近の山林一体は長年の風化により土砂の粒子が細かく、土砂崩れが発生しやすい状況にあることが判明しています。町においては、災害の予兆となる事象を確認した場合は、速やかに県に情報を提供し、対応を依頼してまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） 数年前の法面の大規模な崩壊事故の際には、土質が真砂土とよくないので、もう少し下のほうからトンネルで山中へ抜ける案があったかと思っておりますが、この案に対して、現在どのような考えをお持ちかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 建設理事。

○建設理事（水島博之君） 法面崩壊区間を回避するトンネルの整備について、早期の計画策定と着手を毎年、県に要望しているところです。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） この崩壊のときには、これは今、梅浦の工事が、今、バイパスですね、バイパスをやっているで、バイパスが終わった時点で考えさせてもらうというような国会議員の先生方の温かいお言葉もいただいております。今現在、この道路の使用量は年々増えてきております。災害に対してもっと強靱化すべきものかと考えられるが、町長の、中腹辺りからのトンネルを掘られ、織田病院前へ新設される考えにならないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） ご質問のトンネルの整備につきましては、先ほど建設理事から答弁があったとおり、法面崩壊区間を回避する線形でのトンネル整備を県に要望しているところです。しかしながら、越前地区におきましては、国道305号道口梅浦間の計画策定及び着工や、高佐白浜間の道路改良の着手など、優先される道路事業が多く、新規の事業採択は難しい状況にあります。今後も県に対して要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） ありがとうございます。

ぜひ前向きに、ひとつ町長の手腕を期待をいたして、トンネル工事に期待をしたいと思います。

次に、原子炉の40年超の再稼働についてお伺いをいたします。

美浜3号機、高浜1号機に続き、高浜2号機と、40年超原子炉が再稼働になると、本町の漁業関係者にとって死活問題に発展を及ぼし、打撃を受けるものかと危惧いたすものであります。漁業者の庭先になる漁場を食い物にすることに、県や国に対して何かしらの対応策を講ずるよう発信されるべきかと考えております。

以前、エチゼンクラゲが町内の定置網漁に被害を与えたが、このクラゲは若狭湾にも漂流し、原子力発電所の冷却水や底引き網漁にも被害を与えました。つまり、原子力発電所が立地する若狭湾は、越前町の漁業者の漁場でもあります。老朽化された40年超の原子炉を運転されると、いつの時点でも危険性をはらんでいると予想されるものかと考えられますが、漁場のことを踏まえると、これは越前町の問題に値するものと考えております。

そんな意味も含めて、国の施策に原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業として令和5年度に予算101億、事業概要に、1、原子力発電施設等を経済支援、2、原子力発電等立地地域基盤整備支援事業交付金の公共用施設に関わる設備維持補修及び維持運営事業、企業導入、産業活性化に資する事業、福祉対策に資する事業、地域活性化に資する産業に対し交付金を交付されますと言われておりますが、町としてこの国の施策の事業が交付金に値するかどうか、どう向き合う考えか、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） 原発再稼働における安全性につきましては、原子力規制委員会の審査を経て、現在、県内では40年を超えた原発の中で、関西電力の美浜3号機と高浜1号機が運転しており、高浜2号機については今月15日の再稼働に向けて準備が進められています。町といたしましては、これまで同様に福井県原子力環境安全管理協議会の委員として、立地市町と共に原子力発電所の安全確保及び周辺環境への影響を注視し、必要であれば意見を述べるなど、町民の安全・安心な生活環境を最優先に確保してまいりたいと考えております。

また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金につきましては、電源

三法に基づく交付金であり、原発の再稼働に際して、1発電所につき25億円が立地の県及び市町に交付されるものです。町としましては、準立地地域における新たな振興制度の創設など、準立地市町連絡協議会を通して国や県に働きかけてまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） 嶺南地域では、原発廃炉後の地域の将来像を議論する共創会議を高浜で先日行われております。会議では、国が新たな産業の創出などに活用できる交付金制度を5年で25億円を創出したり、関西電力からは原発の電力を活用して製造した水素を用いて原発のタービン発電機を冷却する実証実験を秋から行うことが報告されたそうですが、町はこの共創会議だけに交付金制度の創出する考えに対して、本町の考え方、原子力政策に偏見みたいなものを感じず、福井県一の漁獲高を誇る本町の考え方に対しての町長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

○町長（青柳良彦君） 国主催の共創会議につきましては、令和3年6月に原子力の長期的利用に向けて、運転終了後を見据えながら、持続的な地域発展を実現すべく、立地地域の将来像について議論する場として立ち上げ、本年6月には国が事業に必要な財源として最大25億円規模の交付金制度が創設されたと聞いております。この制度は、原発立地市町における廃炉後の新産業創出の支援として、水素や再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン、自然共生の先進地とする基本方針の実現に向けて取り組む事業に対して交付されるものとなっています。

この件につきましても、先ほど答弁で申し上げましたとおり、準立地市町連絡協議会において協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 伊部良美君。

○11番（伊部良美君） 最後になりますが、ぜひ町長のそういう準立地、そういうところにもこれを要求するように、強く要求するようにお願いをいたしまして、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木一郎君） これで、伊部良美君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会をいたします。

なお、明日は午前10時から引き続き一般質問を行いますので、定刻までにお集まりください。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 1時39分